

国立大学附属学校における 日常時の危機管理マニュアル (不審者対応)

(1) 学校管理下における体制

- ① 不審者対応マニュアルの整備・周知
- ② 通常の校内活動時の対策
- ③ 多数の外部者来校時の対策
- ④ 登下校時の対策
- ⑤ 校外での活動時の対策
- ⑥ 休業日等の対策
- ⑦ 不審者情報への対応
- ⑧ 犯行予告・脅迫電話への対応

(2) 安全教育

- ① 教職員の安全管理意識の向上
- ② 子どもに対する教育

(3) 地域等との連携体制

- ① 「学校安全管理委員会（仮称）」の設置
- ② 保護者・PTAとの連携
- ③ 隣接附属学校との連携
- ④ 警察、消防等関係諸機関との連携
- ⑤ 地域の人びととの連携
- ⑥ 地域の公私立学校及び教育委員会との連携

参考① 学校における安全管理チェックリスト例

参考② 防犯訓練チェックリスト例

参考③ 地域等との連携体制チェックリスト例

参考④ 大学の対応チェックリスト例

参考⑤ 連携を図った安全対策例

参考⑥ 教職員の共通理解と訓練の重要性

参考⑦ 不審者侵入事件にかかわる大学の役割

参考⑧ 通学路安全マップの作成例

国立大学附属学校における安全管理の
在り方に関する調査研究会

本資料の活用について

本資料「日常時の危機管理マニュアル（不審者対応）」は、次のような方針で作成しています。

- 学校管理下における体制，安全教育及び地域等との連携体制に焦点をあてた内容としています。
- 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月文部科学省作成）に示された安全管理の内容をもとに，国立大学附属学校園（以下，本資料において「附属学校」という。）での具体的な対応の参考となる内容としています。
- 簡潔で，分かりやすい内容と，見やすい構成としています。
- 各附属学校の実情等に応じて活用しやすいようにしています。

各附属学校においては，次のような点に留意して本資料の活用を図ることが必要です。

- 幼児児童生徒（以下，本資料において「子ども」という。）の実態，附属学校・地域の特性や実情に即して，各附属学校における対応の方法を工夫してください。
- いろいろな場合を想定して，具体的な対応策をマニュアル化しておいてください。

公私立の学校園にあっては，本資料中，「大学」とあるのは適宜「教育委員会」あるいは，「学校法人の事務局」等と読み替えて適切に活用願います。

イラスト：島影和夫（大阪教育大学教授）

(1) 学校管理下における体制

不審者から子どもを守るためには、不審者が学校に侵入することを未然に防止することが第一で、万一不審者が侵入した場合にも子どもに危害が及ぶことのないような体制が必要であり、以下のような対策をとる。

① 不審者対応マニュアルの整備・周知

- 不審者対応マニュアルを整備し、全教職員へ周知徹底する。
- 一人ひとりの教職員は、自分の役割を理解し、それを果たせるように訓練を行う。
- 訓練により、マニュアルをより具体化・充実化させる。

(作成例)

平成〇〇年度	
緊急時の危機管理マニュアル	
(不審者対応)	
対応1	声かけ(あいさつ・用件を聞く)
対応2	不審者チェックから退去要請へ
対応3	隔離・通報
対応4	子どもの安全優先
対応5	被害拡大防止と負傷者確認
対応6	応急手当
対応7	事件直後の対応及び措置
〇〇大学 附属〇〇〇小学校	

② 通常の校内活動時の対策

共通的に必要な安全管理対策事項	○ 登下校時以外は、出入口を1か所に限定し、それ以外の門は施錠する。 ○ 警備員等の人による出入口の管理が最善である。 次善の策としては、モニター付インターホンの設置やオートロック方式の門の整備がある。 ○ 事務室等から来校者の出入りの視認ができる施設の配置の検討及び対策が必要である。 ○ 出入口に受付場所、手続き等がわかりやすい案内板等を設置する。 ○ 受付を設置し、来校者の記録を残すとともに、入校証の着用を要請する。 ○ 「こんにちは」等の声かけ(あいさつ)は防犯にもなり、入校証を確認できない場合は、「こんにちは、どちらへ行かれますか。受付はお済みですか」「どのようなご用でしょうか」などの声かけをして受付へ案内する。 ○ 校内巡回は、特に始業前、休憩時間、放課後等で子どもが直接教員の監督下にいない場合が重要である。(教職員だけでなく、保護者や地域の人びとの協力も得る。)死角となる箇所にはカーブミラーを設置し、可視範囲を広げるなどの工夫をする。 ○ 保護者、地域の自治会、警察・消防等関係機関との連携が重要である。 ○ 行事の実施にあたって、負傷等のことも考え、傷害保険等への加入の検討も重要である。
------------------------	---

③ 多数の外部者来校時の対策

- 運動会や授業参観など多数の来校者がある場合は、PTA実行委員等の応援を求め、**来校者のチェックや案内体制**を整える。
- 多数の来校者が予定できる場合は、**入校証の事前発行**等を行い、また、当日のチェック体制等を全教職員に周知しておく必要がある。
- 来校者への開放区域を明確にするために、「立入禁止」の立て札やロープを張るなど工夫をする。
- 関係者には、事前に実施要項を配り、その中に危機対応として、子どもの安全を最優先とした**子どもの安全確保の方法**、**校内への連絡方法**、**不審者への対応方法**、**来校者への対応方法**等を記載しておく。
- 来校者多数の場合、混乱が生じやすいので、事前に警察等に連絡しておく。

④ 登下校時の対策

- 事前に定めた通学路を守ることや**通学に利用している鉄道・バス会社**や地域の人びとの理解と協力を得ることが大切である。
- 附属学校の子どもの通学範囲は広いので、「通学路安全マップ」(p.18参照)を**保護者及び附属学校が共同して作成**し、通学路の危険箇所等を把握するとともに、必要に応じ行政機関へ改善要求を行うなど地域としての安全対策を講じる必要がある。
- 不審者と遭遇した場合を想定して、「こども110番の家」及び鉄道・バス会社に助けを求める方法や緊急連絡の仕方について子どもに指導しておく必要がある。
- 「こども110番の家」及び鉄道・バス会社には、学校の電話番号を連絡しておくなど、普段から連携と情報の共有化を図る努力が必要である。

⑤ 校外での活動時の対策

- 実地踏査を行い、経路、宿泊場所、危険箇所、警察、救急医療機関等を把握しておく必要がある。また、万一の場合の緊急連絡体制を整備しておく。
- 不審者と遭遇した場合を想定して、**子どもの安全確保の方策、警察・学校・保護者等への連絡方法、引率者の役割分担**などを検討しておく必要がある。

⑥ 休業日等の対策

- 一般的に、休業日には**警備員は配置されていない**。
したがって、**校門でのチェック及び子どもの指導**のためには、複数の教員等が必要である。
- 活動中は、校門は施錠する。
したがって、途中参加・入校の場合の連絡方法を決めておく必要がある。
- 長期休業中も警備員が配置されていない。
したがって、来校者の受付体制を整備する必要がある。
- 万一のことを想定して、防犯ブザーや携帯電話を持つなど緊急通報に備える。

⑦ 不審者情報への対応

- 日頃から関係機関や地域、近隣の学校等との情報交換ができるよう、**情報ネットワークづくり**を推進しておく。
- 不審者情報が正確かつ迅速に伝わるように、学校から保護者、保護者から学校への相互連絡体制を整備しておく。（子どもの自宅周辺地域の情報収集も子どもの安全確保のために必要である。）
- 不審者情報があった場合には、警察や大学等へ連絡し、その指示や助言を受けながら集団登下校や通学路、校内等の巡回を行う。また、警察にパトロールを要請するなど関係機関との連携を密にする。

⑧ 犯行予告・脅迫電話への対応

- 電話・手紙等で凶行などの予告があった場合には、まず子どもの安全を確保し、ただちに警察や大学へ連絡するとともに助言を得ながら適切な対応をする。
- 犯行予告・脅迫電話に対しては、ボタン一つで録音できる機能等を備えた電話機を設置することも必要である。



(2) 安全教育

安全教育・安全管理意識は、子どものみならず教職員及び教員養成大学の学生をも対象として考えていく必要がある。

① 教職員の安全管理意識の向上

● いろんな場面を想定した訓練

場所（教室、体育館、運動場等）、時間帯（授業中、休憩時間中、始業前、放課後等）、多数の来校者がある学校行事（運動会、集会、研究会、PTA参観日等）等を想定した訓練をする。

● 臨場感ある訓練（子どもがおびえる内容の訓練は教職員のみの実施が原則）

通報訓練は、事前了承を得た上で、実際に119番や110番へ訓練通報を行う。また、保護者への連絡訓練は、非常連絡網を使った訓練が大切である。このとき電話のそばに通報時のマニュアルを置いておくとう便利である。

教職員を不審者に見立てた対応訓練も重要である。この場合、身の回り品で防具としたり、時間稼ぎの話しかけをしたり、大声を出して通報するなどの訓練が考えられる。

避難誘導の際には、周囲の教室に知らせる訓練も必要である。

なお、実際に事件が発生した場合には、電話回線が使用不可能となることがあるので、その対応策が必要である。

● 負傷者が出た場合の訓練

応急手当、担架等での搬出練習、救急車に同乗する際の割当て、付添者の役割（学級、氏名、搬送先の記録の引き渡し、同乗することの責任者への連絡）の確認等の訓練を行う。

また、病院到着後の連絡等の訓練も実施する。

● 隣接附属学校との連携

避難訓練時から、隣接附属学校との連携を図り、あらかじめ協力内容を決めた上で、隣接附属学校にその教職員の訓練への参加協力を依頼する。

● 附属池田小学校の訓練から学んだこと

- 名簿、出席簿等は所定の場所に確実に収納・保管する。
- 机脇のかばんが避難通路の邪魔になることがある。
- 不審者への盾となる物を普段から教室等に用意しておく。
- 授業中に子どもを残して担任が現場に駆けつける設定の訓練は、子ども及び保護者に対し十分な説明をして理解を得るようにする。
- 不審者の侵入場所、負傷者の居場所を事前に告げない訓練も実施し、臨機応変な行動がとれるようにする。
- 避難誘導の際、先導する者、最後尾から誘導する者の役割分担を行い、複数学級ごとにまとまった避難が有効である。
- 緊急時、騒ぎの中では非常ベルや放送の音が聞こえない場合もあるので、ハンドマイクやメガホンの利用も検討する。
- 教員の単独行動はできるだけ避ける。
- 様々な役割をこなすことにより臨機応変な対応力を身につけることができる。
- 事件に遭遇すると周りが見えなくなり、横の連絡が大切であるので、教職員間で常に声を出して確認し合う。
- 事務官、給食調理員その他の職員や警備員の動きも役割分担に盛り込む。
- 地震や火事の際に使うものと同じ言葉を使い、緊急時の指示事項の徹底を図る。

② 子どもに対する教育

- 安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることを目的として**安全学習**を行う。
- 当面する安全に関する課題を中心に提起し、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらに望ましい生活習慣の形成を目指して**安全指導**を行う。
- **生命の尊重**や**公共心**など安全な生活を営むのに必要な基本的な知識や安全に関する学習を総合的な学習の時間や道徳の時間などに計画的に組み込む。
- 安全指導における学級活動では、日常生活の安全に必要な事柄を理解し、安全に行動できる能力や態度を育成し、学校行事では、防犯に関する避難訓練を随時実施し、訓練時には臨場感ある訓練や応急手当の実習と訓練も不可欠である。
- 学校内に不審者の侵入や危険を察知した場合、迅速に教職員に知らせ、自他の危機を回避できるよう子どもに対する**安全指導**を行い、安全な行動がとれる態度や能力を育成することが重要である。



(3) 地域等との連携体制

事件・事故に子どもが巻き込まれることを防止するためには、附属学校と地域等が協力して、事故防止や安全にとって望ましい環境づくりを推し進め、子どもに対する安全教育にあたることが大切である。

① 「学校安全管理委員会（仮称）」の設置

- 附属池田小学校での事件のようなことを二度と起こさないために、大学・附属学校・保護者・警察等地域の関係機関を中心として、各附属学校に「学校安全管理委員会（仮称）」を組織する。
- 危機管理マニュアルの点検状況と安全確保維持の確認を行う。
- 定期的に委員会を開催し、安全管理意識の改善を図る。

② 保護者・PTAとの連携

- 日頃から学校安全についての情報交換を密に行い、PTAの広報誌やニュースレターなどを利用して、保護者へ学校安全についての啓発活動を推進する。
- 学校は、通学路等で子どもが犯罪に巻き込まれる危険性のある区域や場所の情報を、地図の配布や標示等によって保護者・PTAへ通知する。また、このような場所での巡回と注意喚起を求める。
- 学校で事件・事故が発生した場合の学校から保護者への緊急連絡体制を確立しておくとともに、学校の危機対応に協力できる体制をPTA内に作っておく。
- 特に、負傷者が出た場合を想定して、PTA救急班を体制内に組み込んでおき、避難訓練にもPTAの参加を求めることが有効である。

③ 隣接附属学校との連携

- 隣接附属学校が協力して、合同学校安全連絡会等を設置し、相互協力の下に不審者情報連絡体制を確立するほか、不審者侵入事件が発生した場合は、迅速に情報を収集し、自校での対応とともに、当該校に協力できる体制を作っておく。また、各校の教職員が協力して避難訓練を行うことも有効である。

④ 警察，消防等関係諸機関との連携

- 警察，消防へは，いつ，いかなる状況でもすぐに連絡できるよう体制を整えておく必要がある。
- 校内に不審者が侵入した場合はもちろん，子どもや保護者から不審者情報が入った場合にも，迷うことなく迅速に警察へ連絡をとる。
- 登下校時に事件・事故が発生した場合に迅速に通報できるように子どもや保護者に周知しておく。
- 日頃から協力を求めて子どもの安全指導や避難訓練等を実施し，教職員や保護者を対象として，応急手当等の研修を実施することが必要である。
- シルバーポリス（警察の退職者及びその組織）による安全管理体制を導入することも有効である。
- 警察と協議の上，「警察官警戒中」「警察官立寄所」等の掲示と実践も有効である。
- 電車，バス等の交通機関を使って通学する子どもが多い附属学校では，鉄道・バス会社へ子どもの安全配慮について協力依頼しておく必要がある。

⑤ 地域の人びととの連携

- 附属学校周辺の自治会と附属学校の間で，不審者情報連絡体制を確立するなど，学校安全管理に関する協力体制を確立する。
- 学校評議員制度等を活用し，安全確保と学校安全管理についての話し合いをもつ。
- 登下校時等の犯罪被害の防止のために，附属学校周辺の地域の人びとに「こども110番の家」等に協力してもらうことは不可欠である。また，校内及び附属学校周辺での安全確保のため，ボランティアによる巡回等の協力を得る。
- 以上のことを推進するために，附属学校周辺の地域の人びとと積極的に交流をもつ必要がある。

（交流の例）

- 地域の催しに教職員や子どもたちが参加
- 地域の奉仕活動に教職員や子どもたちが参加
- 地域の学校のオープン行事に教職員や子どもたちが参加
- 附属学校教職員や保護者が定期的に地元自治会との交流会を計画
- 附属学校の催しに地域の人びとを招待
- 地域の学校との交流運動会や交流授業の企画
- 地域の高齢者を学校給食へ招待

⑥ 地域の公私立学校及び教育委員会との連携

- 近隣の公私立の学校園及び教育委員会との間で、学校安全管理に関する連絡協力体制を確立する。

（連携の例）

- 不審者情報連絡体制の中に地域の学校や地元教育委員会を加え、不審者の目撃情報等を連絡できるようにしておく。
- 近隣の学校で不審者侵入事件が発生した場合は、地元教育委員会を通じて迅速に情報を収集する。当該校へ教職員を派遣できる体制を整えておく。



チェック項目		
1	不審者対応マニュアル（以下「マニュアル」）を学校独自に定めているか	☐
2	マニュアルには事前対策，緊急時対策，事後対策が盛り込まれているか	☐
3	マニュアルに職員の役割も決めてあるか	☐
4	校内でマニュアルの理解を図るための研修会等を年度始めに実施しているか	☐
5	不審者の侵入を想定して，学校の出入口その他の門以外に，不審者が侵入しやすいところがないかどうかを点検し，必要な対策を講じているか	☐
6	不審者の侵入防止のための体制について，始業前，授業中，休憩時間，昼の休憩時間，放課後，行事日，土曜・日曜・祝日等の休業日及び夏・冬・春季の各長期休業等，様々な場合を想定しているか	☐
7	登下校時には，子どもの使用する門には必ず教職員や保護者が立ち校門指導をするなどの安全管理体制をとっているか	☐
8	不審者の侵入を未然に防止するため，校内への出入口を1か所に限定しているか（登下校時以外）	☐
9	校内への出入口に人員を配置しているか	☐
10	校内への出入口にインターホン等を整備しているか	☐
11	校内への出入口は常に施錠して管理しているか	☐
12	校内への出入口に受付等へのわかりやすい案内板を設置しているか	☐
13	来校者には必ず受付をしてもらっているか	☐
14	来校者には受付済みであることがはっきり分かる入校証等を身につけてもらっているか	☐
15	監視上の安全管理のため，樹木等の剪定を行っているか	☐
16	教職員が，来校者に必ず挨拶や声かけをしているか	☐
17	意識的組織的な校内巡回を実施しているか	☐
18	不審者侵入防止のための学校の体制を保護者に周知し，理解を得るための機会を設けているか	☐
19	不審者侵入防止のための学校の体制を地域の人びとに周知し，理解を得るための機会を設けているか	☐
20	学校の取組みに対し，保護者や地域の人びと，関係機関が意見を表明する機会があるか	☐
21	保護者や地域の人びとが学校行事や防犯活動に参加する際，傷害保険等を用意しているか	☐
22	多数の外部者が来校する学校行事等の場合に，保護者等に受付や校内巡回等を依頼しているか	☐
23	多数の外部者が来校する学校行事等に際して，立入禁止区域の指導等も含め，子どもに事前の安全指導をしているか	☐
24	保護者等に巡回の協力を依頼する際，万一の場合の対応を，簡単なマニュアル等により説明しているか	☐
25	校内巡回に際し，防犯ブザーや笛等を携帯しているか	☐
26	学校開放時に開放・非開放区を明確にし，非開放区には侵入防止の手だてを講じているか	☐
27	通学路の安全確保のため，保護者，地域の人びと，交通機関，警察等関係機関に協力を依頼しているか	☐
28	通学路の危険箇所を点検しているか	☐

29	通学路等で万一の事態が生じた際，どのように対処するかについて子どもに指導しているか	☐
30	通学路等で万一の事態が生じた際，学校に速やかに連絡が入るよう地域の人びとや保護者に協力を依頼しているか	☐
31	校外での活動に際し，十分に実地踏査を実施しているか	☐
32	校外での活動に際し，警察や救急医療機関等の場所を把握しているか	☐
33	校外での活動時に万一の事態が生じた場合の緊急連絡体制を整えているか	☐
34	校外での活動に際し，子どもに事前の安全指導を行っているか	☐
35	土曜・日曜・祝日等の休業日における子どもの安全確保の方策を別途検討しているか	☐
36	夏・冬・春季の長期休業中における子どもの安全確保体制を別途検討しているか	☐
37	近隣に不審者があった場合，その情報が速やかに学校にもたらされるよう，保護者，地域の人びと，関係機関，近隣の学校等と連携しているか また教職員や子どもに指導しているか	☐
38	近隣に不審者の情報があった場合，子どもの安全確保策，保護者への緊急連絡，登下校時の対応等について定めているか	☐
39	犯行予告や脅迫電話があった際の子どもの安全確保策について定めているか	☐
40	学校安全管理委員会（仮称）を定期的に開催しているか	☐

参考②

防犯訓練チェックリスト例

チェック項目		
1	教員の社会人としての意識高揚目的で研修等を行っているか	☐
2	設定場所を変えて防犯訓練を行っているか	☐
3	時間帯を変えて防犯訓練を行っているか	☐
4	学校行事中を想定した防犯訓練を行っているか	☐
5	管理職不在を想定した防犯訓練を行っているか	☐
6	119,110番への実際の通報を防犯訓練の中で行っているか	☐
7	大声を出しての通報を防犯訓練の中で行っているか	☐
8	子どもの名簿を常時複数備え、所定の場所に確実に収納・保管しているか	☐
9	負傷者が出た場合の防犯訓練を行っているか	☐
10	全教職員は大出血の応急手当の訓練を行っているか	☐
11	全教職員は心肺蘇生法の訓練を行っているか	☐
12	負傷者発生を想定して、搬送を防犯訓練の中で行っているか	☐
13	負傷者が病院に搬送され、付添いも想定した防犯訓練を行っているか	☐
14	全教職員（警備員を含む）が防犯訓練に参加しているか	☐
15	隣接附属学校の教職員の役割もマニュアルに入れているか	☐
16	防犯訓練の際、責任者の所在場所を固定しているか	☐
17	避難誘導する際に、他クラスへの避難等の指示を防犯訓練の中で行っているか	☐
18	避難誘導の際に複数クラスで、先頭、最後尾に教職員がつくようにしているか	☐
19	避難訓練における不審者への対応は複数で行っているか	☐
20	附属学校の管理職研修を公立並みに行っているか	☐
21	教員養成系大学・学部で、安全教育をカリキュラムの中に取り入れているか	☐
22	教育実習生を受け入れている期間中に防犯訓練を行っているか	☐
23	非常時の緊急連絡網を作っているか	☐
24	緊急連絡網を使っの連絡を、防犯訓練の中で行っているか	☐

参考③

地域等との連携体制チェックリスト例

チ ャ ッ ク 項 目		
1	学校の危機管理体制にPTAが参加しているか	☐
2	学校はPTAと協力して、保護者へ防犯に関する啓発活動を行っているか	☐
3	PTA・保護者が校内や通学路の安全点検に協力しているか	☐
4	PTAは、学校での事件・事故に備えて、PTA救急班を立ち上げているか	☐
5	保護者への緊急連絡網が整備されているか	☐
6	PTAは避難訓練へ協力しているか	☐
7	管理職は就任時に自治会長等に挨拶に出向いているか	☐
8	新年度、学期始め等に自治会長等に年間学校行事の説明をしているか	☐
9	多数の来校者がある場合（運動会、研究会等）、自治会長へ事前連絡を行っているか	☐
10	地元自治会や人びとに対して、子どもの安全確保や不審者情報提供への協力を依頼しているか	☐
11	附属学校周辺の地域の人びとを学校行事に招くなど、日頃から地域の人びとと交流を深める工夫をしているか	☐
12	附属学校周辺の地域の人びとに「こども110番の家」等に協力を依頼しているか	☐
13	地元の人びとと学校との交流に、PTA・保護者が参加しているか	☐
14	通学路など学校周辺での安全点検に地域ボランティアが参加しているか	☐
15	不審者情報や事件の発生に備え、地元教育委員会との緊急連絡体制ができているか	☐
16	隣接附属学校と合同で、合同学校安全連絡会を立ち上げているか	☐
17	不審者侵入事件に備え、隣接附属学校との連絡体制、協力体制が確立されているか	☐
18	隣接附属学校と合同で避難訓練を行っているか	☐
19	管理職は就任時に警察署等に挨拶に出向いているか	☐
20	新年度、学期始め等に警察署等に年間学校行事の説明をしているか	☐
21	多数の来校者がある場合（運動会、研究会等）、警察署等へ事前連絡を行っているか	☐
22	不審者情報や事件の発生に備え、警察・消防との緊急連絡体制が整っているか	☐
23	警察・消防の協力を得た避難訓練や防犯の研修会が開かれているか	☐
24	通学路の鉄道・バス会社に子どもの安全確保について協力を得ているか	☐

参考④

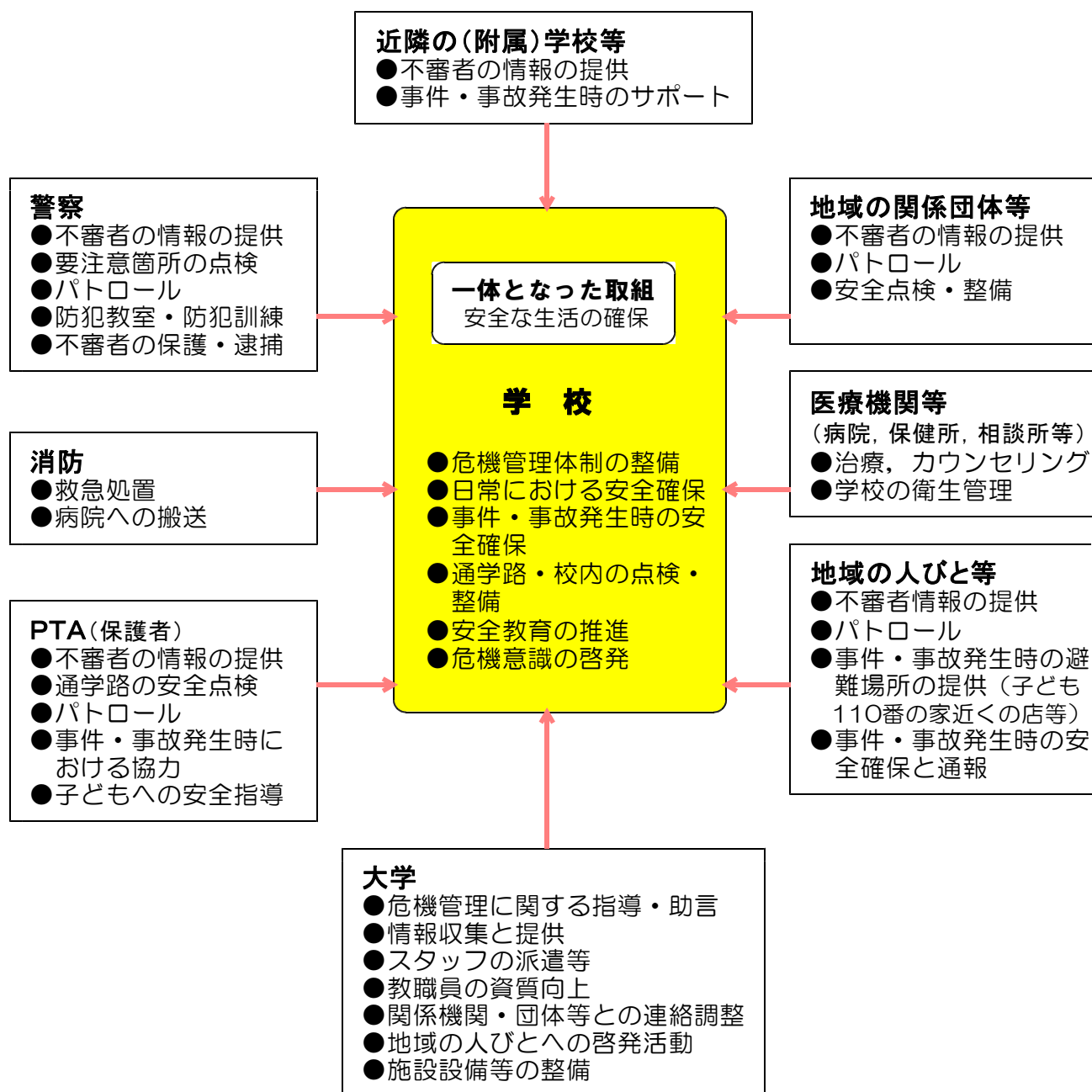
大学の対応チェックリスト例

チェック項目			
緊急時	1	附属学校からの連絡で、即助言・指導等と与えられる体制がされているか	☐
	2	附属学校からのすべての連絡窓口は一本化されているか	☐
	3	勤務時間外でも、附属学校からの連絡窓口は確保されているか	☐
	4	当該校への必要な支援スタッフ（メンタルサポートチームを含む）を即派遣できる体制が整っているか	☐
	5	当該附属学校の地元教育委員会、他の学校への連絡網はできているか	☐
日常時	6	大学として、附属学校の安全管理の指導・助言を行っているか	☐
	7	学校安全の情報収集・整理及び附属学校へのそれらの提供を行っているか	☐
	8	必要に応じて附属学校への警備員等の人的配置を行っているか	☐
	9	通達・通知等が附属学校で十分理解されているかを確かめているか	☐
	10	附属学校管理職員に管理職としての研修を大学として実施・指導しているか	☐
	11	校長が附属学校の管理職として機能しているかをチェックしているか	☐
	12	附属学校の教職員の安全管理に関する研修を定期的の実施しているか	☐
	13	附属学校の安全管理点検項目を作り、定期的にチェック・助言をしているか	☐
	14	大学として、附属学校の所在地警察・消防署・自治会等と定期的に連携する会をもっているか	☐
	15	附属学校からの報告・要望等が即、大学関係者に届いているか	☐
	16	附属学校在学の子どもの通学路等の安全に関して、警察等と連携しているか	☐
	17	即座に行動できる心のケアの体制を大学で組織しているか	☐
	18	大学の教職員も訓練等を行っているか	☐
	19	大学教職員も名札着用や声かけを行っているか	☐
	20	教育実習中に訓練等を行っているかをチェックしているか	☐
	21	大学の施設部門は附属学校のハード面における安全面を定期点検しているか	☐
	22	教員免許取得希望者に対し、安全管理に関する内容を必ず受講するような体制をとっているか	☐
	23	学校危機管理の専門家を大学に配置しているか	☐
	24	大学は学生を含めて防犯訓練等をしているか	☐
	25	通知文が校長・副校長に確実に伝わっているか	☐

参考⑤

連携を図った安全対策例

附属学校だけでは、不審者から子どもを守ることはできない。附属学校を中心に、家庭、地域、関係機関等が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことにより、大きな成果を上げることができる。



【 連携を深める 】

- ①開かれた学校づくりに努め、地域との信頼関係を築こう。
- ②学校安全管理委員会(仮称)や学校評議員制度を活用しよう。

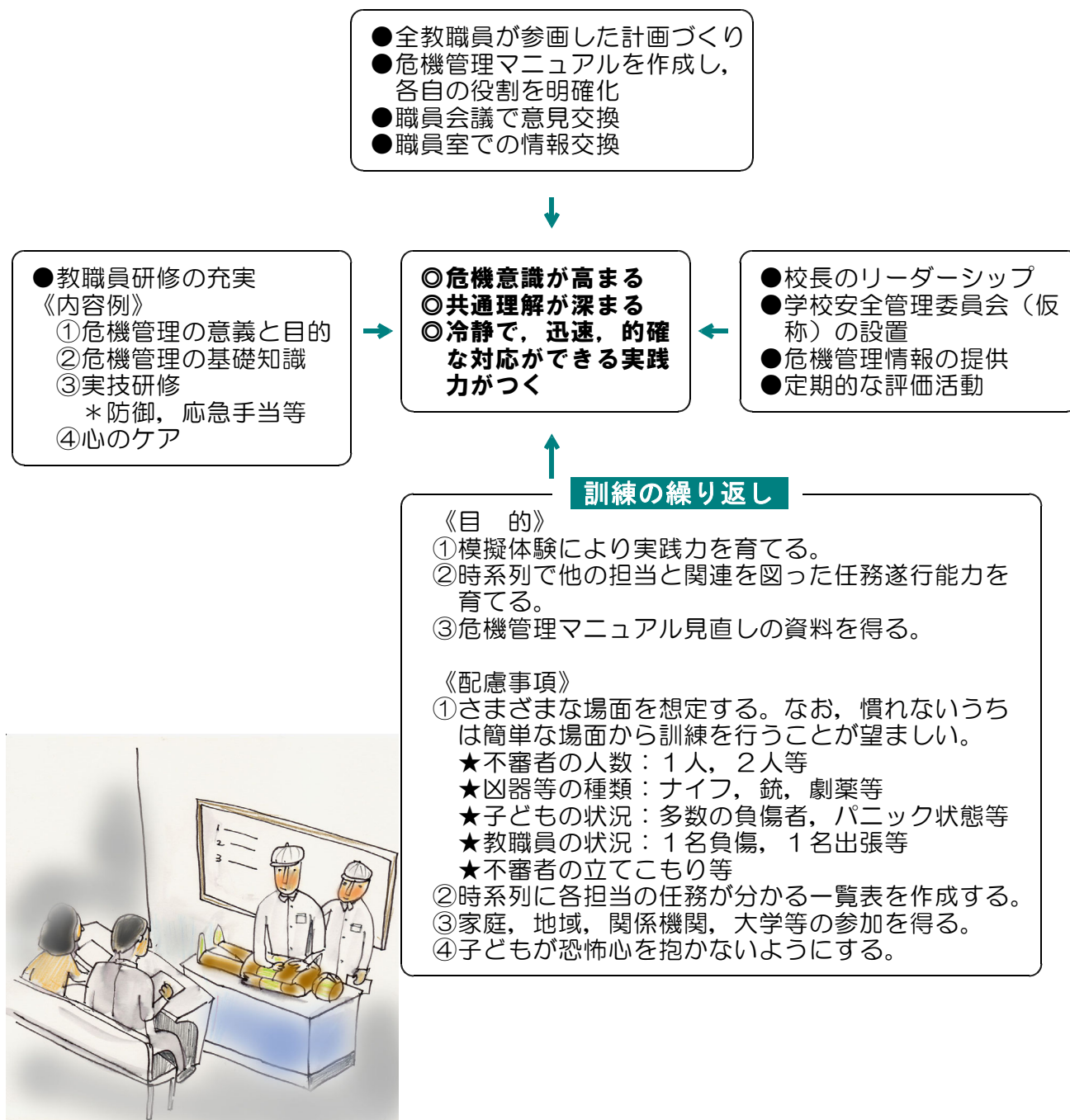
参考⑤～⑧については、

「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成15年6月 初版第2刷発行)
(著作権所有: 文部科学省, 発行: 日本体育・学校健康センター) を基本に作成

参考⑥

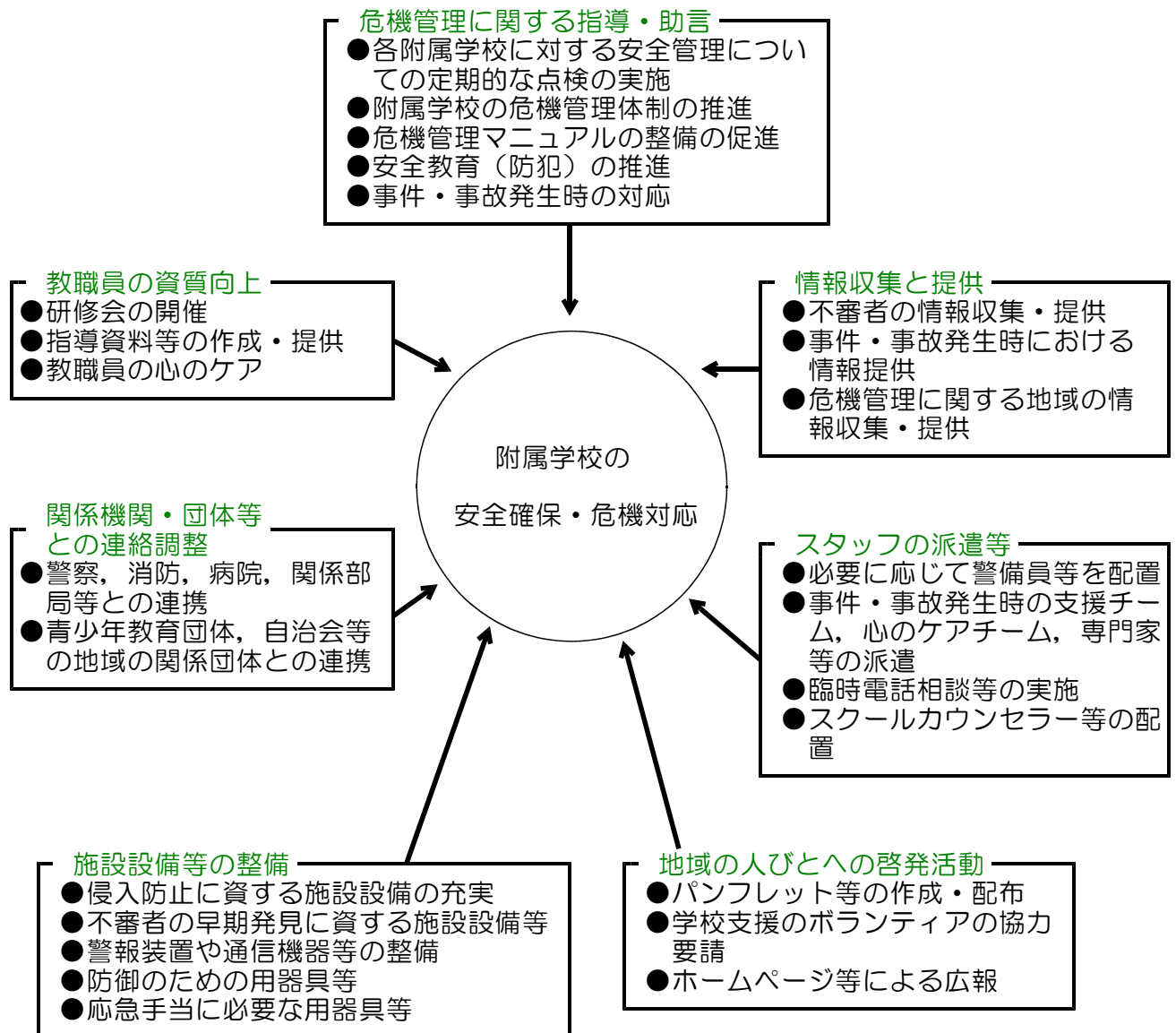
教職員の共通理解と訓練の重要性

不審者の侵入などによる緊急事態に迅速・的確に対応し、子どもの安全を確保するとともに、正常な教育活動を保つためには、教職員一人ひとりが、それぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら、いかなる状況にも落ちついて臨機応変に対応できるようにしておくことが大切である。



参考⑦ 不審者侵入事件にかかわる大学の役割

大学は、不審者の侵入などによる学校の危機に、十分に対応できる体制を確立し、附属学校を積極的に支援することにより、子どもや教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務がある。なお、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の防犯訓練に合わせ、訓練を積み重ねておくことが大切である。



【ポイント】

- ①大学は、各附属学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的に実態を把握し、指導・助言を行う。
- ②大学は、不審者の侵入事件に迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。
 - ・大学内の危機管理体制の整備
 - ・関係部局や関係機関等と連携を図った支援体制の整備
 - ・附属学校等との情報収集・提供体制の整備

子どもの安全を守るためには、(2) 安全教育でも触れたように、安全教育を充実し、子ども自身が危険を予測し、危険を回避できるような資質や能力を育てることが不可欠である。このことは、不審者の学校への侵入時のみならず、登下校や地域での遊びや生活の中での犯罪被害防止と安全確保に役立つ。その方法の一つとして有効なのが、安全マップの作成である。交通安全教育や防災教育の中で広く活用されており、それらの内容を総合して、地域安全マップとして作成することも可能である。各学校独自の形式や方法で作成し、活用することを勧める。

附属学校においては、通学区域が広域のため、一人ひとりの通学路安全マップの作成が必要である。

○作成や活用の機会を工夫する。

- ・学級活動、総合的な学習の時間などの学習や集会活動、学校行事
- ・児童会・生徒会活動
- ・子どもの家庭学習の課題 等

○実際に現場を見て情報を収集し、整理して作成する。

- ・子どもがグループで、親子一緒になど、ねらいと発達段階等を考慮
- ・地域の人意見や情報も活用
- ・交通安全など活動時の安全を配慮

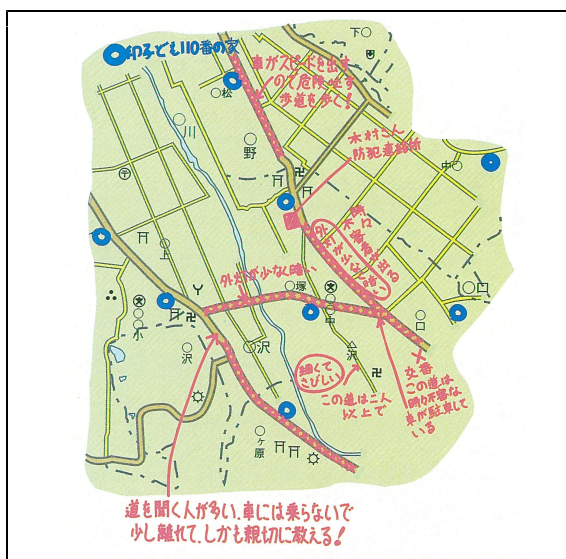
○安全マップの作成範囲は、発達段階や地域の実情等を考えて決める。

- ・学校内及びその周辺
- ・自分の家の周辺
- ・自分の通学路（駅・バス停を含む）の周辺
- ・市町村全体やその周辺 等

○作成の形式や方法等

- ・実際の地図等を利用した書き込みや写真の貼付
- ・略図にして作成（イラストなども活用）
- ・グループ等で分担して作成（大きさを考慮するなど、作成方法にも多様な工夫）

<地図を活用した作成例>



<略図にして作成した例>



